

議 事 内 容

事 務 局 長

ご案内しておりました時間となりましたので、第50回常設審議委員会を始めさせていただきます。今月もコロナ対策ということで、広い部屋で間隔を空けて開催させていただきますのでご了承をお願いいたします。

本日は、審議委員の総数19名に対し17名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

ここで、常設審議委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

農業共済組合連合会が農業共済組合に統合されましたので、新しく山下委員が就任されております。山下委員、一言ご挨拶をお願いします。

委 員

4月から農業共済組合が合併いたしまして、今回新しく就任しました山下と申します。よろしくお願いいたします。

事 務 局 長

ありがとうございました。

また、県議会選出の委員として宮原委員が就任をされております。宮原委員、一言ご挨拶をお願いします。

委 員

委員会編成で私が産業常任委員会の委員となりましたので、これから1年間お世話になることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局 長

それでは、開会に当たりまして、会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

先月に引き続き、コロナコロナの中ですが、皆さんご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。会議がスムーズに行きますように、充実した審議をひとつよろしくお願いいたします。簡単ですが挨拶といたしたいと思います。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・6件のほか、「令和元年度農業者等との

意見交換会」の主な意見について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

事務局 長

ありがとうございました。

なお、委員名簿をお手元にお配りしておりますので、常設審議委員会必携に綴じていただきますようお願いいたします。

今回はコロナ対策として、1市町ずつ会場にお入りいただきまして、説明・質疑応答・決議を個別に行う形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

事務局 長

それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を会長にお願いします。

議長

それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長

それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。
まず、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は市町役場から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員

2ページの図ですが、ここは分筆されるのですか。

〇〇農業委員会

はい。分筆をされてこのような形になっています。

- ○ 委 員 申請地の南の方の水の利用はどうなりますか。
- 〇〇農業委員会 ここは遊休農地となっています。以前は耕作されていましたが、水はけも悪く、ここ最近は耕作されておられません。ずっと前から開発の話があり、南の方も開発予定地となっております。
- ○ 委 員 はい、分かりました。
- 議 長 他にご質問等ございませんか。
- ○ 委 員 土地の利用のところで、建売分譲住宅で、区分けの仕方が専用住宅と駐車場スペースとを分けてあるのがしっくりいかないと思うのですが。それぞれの分譲地の中にある駐車スペースまでカウントされているのですか。
- 〇〇農業委員会 専用住宅については1つの区画に2台のスペースとなっております。
- ○ 委 員 それは専用住宅の中に含まれるのですか。
- 〇〇農業委員会 いえ、駐車スペース26台分については別になっています。
- ○ 委 員 区分けは専用住宅に付随する駐車スペースという形ではないのですか。
- 〇〇農業委員会 3ページをご覧くださいと、①や②と入っているのが駐車スペースで、その面積を上げています。
- ○ 委 員 特に何ということではないのですが、駐車スペースは区画の中に含まれていて、区分けしないのではと思ったもので。
- 〇〇農業委員会 業者の方がこういう形で計画図を持ってこられたのでそのまま上げています。

- ○ 委 員 | もう 1 点すみません。転用地所在は外 1 筆と書かれていて、譲渡人は外 5 名となっているのですが。
- 〇〇農業委員会 | 1 筆が 5 名の共有名義で、もう 1 筆が 1 名となっています。
- ○ 委 員 | 分かりました。
- 議 長 | 他にございませんか。
- 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 | (全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 | 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
- 〇〇農業委員会 | 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 2、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
- 議 長 | この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。
- ○ 委 員 | 排水についてお聞きします。北側の沈砂池は個人の持ち物と説明がありましたが、これは稲毛さんの持ち物ですか。
- 〇〇農業委員会 | はい。貸主の所有です。
- ○ 委 員 | 分かりました。

議	長	他にございませんか。
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局		<p>〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の資材置場及び駐車場用地への一時転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されており、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p>
議	長	この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の板金・塗装、尿素水製造工場</p>

及び駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員

転用申請の理由にある尿素水とはどんなものでしょうか。

〇〇農業委員会

ディーゼルエンジンの排気中の有害物質である窒素酸化物を、大気は無害な窒素と水に分解するのに用いられるのが尿素水です。

〇〇委員

ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

〇〇委員

雨水については処理の方法が書いてありますけれども、汚水についてはどのようにされるのか伺いたいと思います。それから、その方法について市町が認めているかどうかをお願いします。

〇〇農業委員会

汚水についても雨水と同じ方法で処理をするということで、開発協議の方もそれで申請をされており、問題ないと考えております。

〇〇委員

問題ないのですね。

〇〇農業委員会

はい。

〇〇委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

〇〇委員

参考事項に始末書添付とありますが、どういう理由でしょうか。

〇〇農業委員会 今回申請の7筆のうち3筆について、バラスを敷き詰めて駐車場として利用されていたということで始末書が添付されております。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

議長 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 長 次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 長 この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 排水について、環境問題とか雨水を流すことについて、地域の方、例えば生産組合長とかの同意書は必要ないのですか。

〇〇農業委員会 当市町では、隣接同意は全て取得するようしております。この案件については、生産組合長さん及び区長さんの同意もいただいております。

○ ○ 委 員	ここにそういう表現をしてもらおうと分かるのですが。
〇〇農業委員会	分かりました。
議 長	他にございませんか。
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の太陽光パネル設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>当市町では、法的要件ではありませんが申請者に隣接所有者、地元生産組合長・区長の同意書の添付を依頼しており、今回の案件では、申請者から「同意書を添付できない理由書」を添付して転用申請書が提出されました。また、地元からは農業委員・農地利用最適化推進委員宛ての「要望書」が提出されております。これを受けて農業委員会で再調査を行ったところ、流域面積約26haの排水について、長崎本線の線路下を横断する箇所が大雨時の冠水が頻発する現状にあり、また、地滑りを引き起こすといわれる湿潤膨張性のある土質が分布しており、過去の地滑りの被災関係者も多数おられる地区となっております。当農業委員会の意見としては、独自の基準ではありますが、地元からの同意が得られない以上許可相当ではないとしております。</p>
議 長	この案件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

〇〇委員 この案件について、審議に値するのかなと思いますが。地元の同意も得ていない、農業委員会も妥当でないとしている。資料を見ても、上流側の断面が0.8m×0.8mとのことで、膨張性のある泥が流れたら一気に詰まってしまいますよね。今のような大雨になったら水が流れていかない。これは農業とかやる以前に地域に住んでいる人の命の保証なんですよ。それを考えたら、とてもこんなこと考えられない。水が一気に流れてきたら土砂も流れてきますし、この地域が水没してしまいます。住民の要望書もありますし、これをここに持ってこられても、農業委員としては何を考えているのかなと。まずは住んでいる人達の命の保証です。だから太陽光発電なんてここにどうしても作らなくてもいいのではないですか。こういう事情があって地元の人でも反対している中で、もしもこれを認可して、水没して被害が出たら、これは恥どころの話ではないですよ。これは審議しろと言われても審議の対象にならないように感じます。企業であろうと、地元の人たちがダメだと反対している中で、普通こんなことは考えられないと思います。これは持って帰ってくださいよ。私としては、審議の対象になんかしたくない。人の命に関わる問題が一番先ですから。

議長 今のご意見は、再度審議してくださいというご意見、差し戻すということですね。
他にご意見ございませんか。

〇〇委員 資料1・資料2、この中に地元の賛成5、反対56、中立とあり、賛成がたかだか5名です。また、昭和37年に22名もの犠牲者を出した地区ですとか書かれております。こういう面言えば、ここにこの面積分の太陽光を作らないで、別のところに候補地を選んで作ってもらえればと思います。この申請でこの地域がバラバラになるような気もしております。この26町歩に、仮に100mm/時間の雨が降ったとすれば、26,000m³/時間の雨がここに集中するような形になるわけですよ。ですから、この会社は同じ〇〇農業委員会にしても別の場所に計画されたほうがいい、そういう意見です。

- 議 長 | ということは、〇〇農業委員会と同じように許可相当でないというご意見ですか。
- 〇 〇 委 員 | 白紙にさせていただいた方がいいのではないのでしょうかということです。
- 議 長 | 他にございませんか。
- 〇 〇 委 員 | この件については、申請が上がったときに現地確認をして、隣接者と話をさせてもらいました。その時は会社の方も来られて、まずは同意書をもってくださいということで、同意書をその時点でもらうような対策を取って、区長さん、生産組合長、近隣の人からの同意書をもってやって来られました。私も現地に行きましたが、現地の方は分かるけれど普通の人には全然分からない状況で、区長にしても生産組合長にしても、反対が出てから慌てていたという感じです。資料3にあるように、そこに水が集中してそこしか排水ができない、ここが詰まったらどこにも水が逃げるところがない状況になっています。私たちも同じ地域、部落の中でもめ事がないようお願いしたいということで、実際に農業委員会で白黒付けろというのはなかなか難しい。自分たちの地区で顔見知りですので、できたら常設審議委員会の皆さんの意見をお聞きしたいわけです。この前の総会では決を採らないで、どういった解決策が一番いいか、このことに対して意見を言ってくださいとしました。ここで皆さんの意見を聞いて結論を採らせていたきたいということで、お願いで諮りました。
- 議 長 | 今、会長さんからありましたけれども、21ページにありますように、農業委員会の意見としては許可相当ではないということでしょう。
- 〇 〇 委 員 | はい。
- 議 長 | 他にご意見ございませんか。
- 〇 〇 委 員 | もし会社の方からなぜ反対なんだと聞かれたら、まずは命の保証ですと、そこに住んでいる人たちの安全を守るためだと、特にそこは強調してもらいたいです。農地を田んぼとして使えないどころの話じゃない。ここの排水がこんなに小さいのだったら水

が出ていかない。太陽光の場合は水が浸透しないですからね。田や畑だったら地下浸透ということが考えられますが、太陽光パネルは吸わないからそのまま一気に垂れていきます。ですから住民の反対と命の保証をどうするか、そこを強く指摘されたいと思います。

議長　もう少し、皆さん方からご意見をお願いしたいと思います。

〇〇委員　さっき言いましたようにもっとよい場所を見つけてもらった方がいいと思いますけどね。これだけ地元の反対があったら、後々太陽光が許可になった場合、地元はずっとしこりが残るような気がします。

〇〇委員　今言われたように、しこりがどんどん残って最終的に区の中で分断してしまう、そういった中で、それ以上に命が一番大事だと思います。何で今頃になってこんなところで太陽光をするのですかと一番最初に会社に問いかけたんです。その方達は、やはりいいポイントポイントを押さえて、いいところだけ取るというような感じですよ。やはり命が大事、それから後々トラブルになるようなことは避けたいと思いますので、皆さんのご意見を切にお願いしますということで、今日は事務局と一緒に参った次第です。よろしくおねがいたします。

〇〇委員　水処理の関係のことですけれども、800のU字溝から300に流れるような形状になっているようですが、今までの経緯を聞けば、地域住民の気持ちを和らげるためにも、住民が安心して暮らせるような環境整備といえますか、排水整備を今後は行政と一緒にやっていただけたらと思います。

〇〇農業委員会　補足ですが、資料3-2の写真のトンネルのところは、1.7m×1.7mぐらいの断面の通路です。赤くなっていますが、結構雨が降ったら冠水して、上のところの赤土の色がこういう風に残っている状況です。大雨の時には通路が水路になるというような構造になっています。

〇〇委員　私も許可相当でないという判断をしております。ただ、許可相当でないとしたときに、地権者の方と集落の関係、あるいは申請者さんとのトラブル、例えば裁判とかそういう事例はないのかお尋ねをしたいと思います。

- 〇〇農業委員会 この件については、地権者と会社がもう契約をされているということで、これが流れたら地権者の方が大変なことになってしまうような状況になろうかと思えます。
- 〇〇委員 今の説明がよく分かりません。大変なことがどんな大変なことなのかも分かりませんし。基本的に、許可が下りないとできないことはご承知のとおりのことですし、個人的なところで契約をどうなされているかも分かりません。そこを訴えられるのであればそういったところをご説明いただきませんかと私どもには分かりません。
- 〇〇農業委員会 申請者と地権者がもう契約をされていて、しないということになれば違約金が発生してしまうと聞いております。
- 議 長 許可の審議ができていない状況で契約ということですか。
- 農業会議事務局 事務局から補足します。転用許可は5条ですので、あくまでも許可が下りた時点で契約が発生します。許可されなければ契約は停止します。以前の契約については、白紙にしても問題ないと思います。
- 議 長 契約についてはそういうことですね。
今までのご意見を要約すれば、許可相当ではないというご意見と、もう1つは、ここで審議する以前の問題だということで審議自体を再度地元に戻すという2つのご意見であると整理しております。もう少しその辺で皆さんのご意見をお願いします。
- 〇〇委員 地元通過をしていないのにここで協議をするのでしょうかとお伺いしたかったところでして、終わった後にお聞きしようかと思っておりましたが、今そのような状況になっておりますので。私は協議に値しない、ここで判断するまでに至っていないと思っております。
- 議 長 今のご意見は要約すれば戻すというご意見ですね。
- 〇〇農業委員会 私たちは、ここに上げざるを得なかったのかなと。県が地元の承諾書を絶対必要としているのが、例えば隣接であれば工事のために資材を置くとかそこを通るとかで、それ以外は必要ではないと。それならば、こういう理由書を付けて出されたら、受け付けざるを得ないということで、農業委員会で審議をさせていただ

て、そこでは独自の判断ですけれども、地元の同意が得られない限りは〇〇農業委員会としては許可できないということで、こちらの方に上げさせていただきました。

〇〇委員 農業委員会が許可するに値しないとされたんですよね。市町で認可しないのに、なんで県の方に上げてくるんだと思います。何も問題がなくて上げてくるなら分かりますけど。市町で審議してもらって、その結果をもって上げてもらわないと、県で許可しても市町では許可してないよという話になってくるんですよね。

〇〇農業委員会 冒頭言いましたように、同意は法的要件ではないということですので、法的要件でないものについて、当農業委員会は別に同意を取って、周囲の環境とか調和に関して事前調整みたいなことでしております。ですから、この申請は法的要件には該当しております。しかしながら、農業委員会では独自で基準を設けていますので、これは許可案件ではないという意見で、副申という意味でございます。農業委員会は許可権限者ではございませんので。そういう副申を付けて、この場に上げさせていただいております。

〇〇委員 議題にある「農地法第5条の規定による意見聴取について」の1つがこの事案だと思うのですが、この農地法第5条の規定がどうなのか私も分かりません。常設審議委員会というのは、地元の農業委員会が承認しないとここで意見聴取ができないのかどうかの確認と、〇〇農業委員会は同意しませんと言ったけれども、ここで意見聴取をして同意しませんというのが可能かどうかの確認をお願いします。

議長 今の件につきましては事務局の方からお願いします。

農業会議事務局 5条の最終許可は、この面積であれば県がすることになります。ただ、まず地元の農業委員会でどのような判断を下したか、曖昧なのは常設にということではなく、農業委員会としての結論をもって上程するというのが原則です。〇〇農業委員会として5条の案件に対して反対ということであれば、反対という意見書を付けて業者さんの方に回答する、それに対して業者さんが、それでも県の許可ですから進達してくださいということであれば、常設に上げるべきものとなります。この結論について、まだ業者さんには言われていないのですか。

〇〇農業委員会

まだです。

農業会議事務局

言われてないのはどういうことですか。法的要件でない書類が付いていないからということでしょうか。転用申請に隣接同意というのは必ずしも必要ではないんです。というのは、国の方がそのように言っております。当然、県の方も取っておりません。ただし、農業委員会としての一義的な結論は、まず業者さんに伝えるべきではないですか。こちらでは、業者さんには伝えたけれども、県の許可だから上げるということで常設に聴かれたのだと思っておりました。5条の被害防除の観点というのがありまして、絶対許可できない案件として周辺農地の営農状況に支障をきたす、特に水利関係、排水、土砂等の流出を招く場合があります、この分については隣接同意は当然必要です。意見書をみれば、農業委員会としては、その点から被害防除がなっていないから対策を講じなさいと、周辺農地への被害防除、水利関係、土砂の流出、この危険性があり、対策が講じられない限りは許可できる案件ではないということを、農地の管理者としては言うべきではなかったかと思えます。あくまでも最終的には県ですので、県に常設審議委員会の意見を付けて上達するというのが農地法5条の手続きでございます。しかしその前の手続きとして、一義的には農業委員会の判断となりますので、農業委員会としてはその判断に基づいて、業者に言うべきではなかったかなと思えます。

〇〇委員

資料1について内容を教えてください。意見の一番下に、「水害も現在より改善する方向で、住民に配慮し、開発を計画している。」とありますが、これは会社が農業委員会に出されたものか、住民が地元説明会のときに言った意見なのか、どちらでしょうか。

〇〇農業委員会

これは会社が農業委員会に出された意見です。

〇〇委員

会社の意見だったら、「住民に配慮し、開発を計画している」とありますが「住民に配慮して」というのはどういうことですかと農業委員会から質問していいんじゃないでしょうか。昭和37年に起きた「7・8水害」において22名もの犠牲者を出したということを業者が知ってのことか、災害防止については業者としてどうされているのでしょうか。

〇〇農業委員会

業者さんの住民に配慮した開発計画というのが、23、24ページです。Aにつきましては、集水枡を設置して浸透させて安全に流

す、Bも同じでございます。Cにつきましては、非常に大きな、2m×3mの断面の集水枡を作って流すという計画をされております。

〇〇委員 農業委員会としては、これだけあればよいと判断されるのか、これではいかんと判断されるのか、業者にはっきり言ってもらった方がいいと思います。

〇〇委員 大きな溜枡といっても、この面積の流れてくる水はそんなものではない、ちょっと雨が降ったらこの位すぐ溜まってしまいます。今の集中豪雨はそんな甘いものではないですよ。何回も言っているように、そんな水が来たら一気に詰まります。企業誘致よりもっと人の命が大事じゃないですか。もっと原点に帰ってください。

〇〇農業委員会 補足しますと、資料3-1の赤で囲った線のところに、黄色でCとしたところが、0.26haの開発箇所となります。そこに、2m×3mの溜枡を作って、太陽光に降った雨については時間を遅らせて流すというのが会社の計画です。

〇〇委員 許可相当でないというのが大半の意見ですね。農業委員会としても反対ですから、第5条による県のお墨付きをいただきたいということじゃないかと思うのですが。意見聴取に当たるかどうかの議論をして、当たらないということであれば差し戻す、当たるならば意見聴取したけれどもみんな反対だったと結論を出さないと堂々巡りですよ。

議長 〇〇委員の方からまとめて整理してお願いします。

〇〇委員 1つは、農地の被害防除という観点からもう少し地元で審議していただく、もう1つは、地元の農業委員会としては反対ということで出されているので、反対ということで返すかということになろうかと思いますが、皆様のご意見を聞いていると、業者に伝えてもう少し地元で審議してもらおうということで差し戻すというのが一番かなという気がしますけれども。

議長 今まとめてもらいましたが、皆様のご意見が差し戻すという方向ではないかなということでございますけれども。

常設審議委員 (異議なしの声あり)

議 長	では、再度地元で審議していただくということで、〇〇農業委員会に差し戻すということで皆さんのご意見どうですか。
〇 〇 委 員	今日は差し戻すということでいいのですが、さっきから言われているように、手続き論として、そもそも市町の農業委員会で許可しないとしたものをここで審議しないといけないのか事務局は整理していただきたいということと、〇〇農業委員会は審議会と県に参考のため早く審議してほしいということなのか、そこをきちんとしてもらわないと、また来月同じことをやらないといけないことになるのでよろしくお願いします。
〇 〇 委 員	〇〇農業委員会としては難しいということで今日ここに出したのですが、業者の方に強く言えるように、皆さんのご意見を聞いて伝えるという考えを持っております。〇〇農業委員会としてはこういうことで難しいということ、ここでダメですよとなったら正面切って業者や地権者に言えるわけです。そういうことで今日はお願いしたというわけです。
農業会議事務局	農地法5条の手続きは、地元、そして常設審議委員会の意見を聞いて県に出すということで、最終許可は佐賀県なんです。常設でも〇〇農業委員会でもありません。しかし、〇〇農業委員会としては、まず審議をしたときに、許可できないということであれば、業者に伝えないといけない。それでも許可権者は県でしょということで、この案件が上がってきたものと思っておりました。しかし、隣接同意は関係ないというのが転用の原則なんですけれども、農業委員会独自の判断基準で許可できないと判断したと。正しいかどうか分からない。だから常設審議委員会に上げますという話ですね。農業委員会としては、排水対策や土砂の流出に対する対策が間に合っていないというのが地元の意見にも出ている、それに対する防護策が不十分で、これでは耐えられない、対策が甘いとして拒否したということではなくて、同意が取れないということで上げてこられた。常設審議委員会としては、再度〇〇農業委員会にその部分を求めるという今のご意見だったかなと思っております。
〇 〇 委 員	今のお話で大体分かったんですけど、そしたらこういった場合は、〇〇農業委員会としては許可できませんと向こうにはっきり言っているんですか。
農業会議事務局	それは当然だと思います。

- ○ 委 員 普通は白黒付けろとなりますが、どこまで権利があるかということを知りたいのですが。
- 農業会議事務局 最終許可権者は県です。しかし、一義的に審査するのは○○農業委員会です。○○農業委員会として、許可しないということであれば業者さんに伝える。行政手続法で4週間以内に意見を出す、2週間以内に県へ進達するという標準処理期間というのがあります。そこで、まず○○農業委員会がどういう意見かという意見書を付けないといけない。それでも業者が納得できないから上げてくださいという案件だと思っていたら、業者にはまだ伝えていないということですよ。
- 農業委員会 私たちは、審議の前に同意書を必要としているので、住民への説明会も行ってもらっています。理由書にもありますが、業者は最初、住民さんへの配慮が足りなかったということで、こういう案を持ってきたのもう一回話し合いをしてくれませんかとのことでしたが、地元の意見は海まで通してくれとのことだったので、業者としてはそこまではできない、それで話し合いもできなくなってしまったということでお知らせしております。
- 農業会議事務局 ということは、○○農業委員会としては同意書は絶対必要ですよという立場ですよ。それで審査をすると。それなら、○○農業委員会は農地転用に必要な書類が付いていなかったと判断した、それを何で事務局が受け付けて農業委員会にかけたのですか。
- 農業委員会 うちが同意書を必要としているけど、許可権者である県は必要としていない。うちとしては許可相当ではないと判断しているけれども、こちらの意見を聞きたいですということで上げています。
- 農業会議事務局 ○○農業委員会としては許可相当でないということで、議決はしているのですか。
- 農業委員会 はい。許可相当でないとしています。
- ○ 委 員 ○○農業委員会としては、反対という、許可できないという決は採ったのですか。
- 農業委員会 審議差し戻しということで結論を出しましょうよ。

〇〇委員	今言われたように、一回差し戻して、業者にもはっきり伝えて、その中で問題が生じた場合にもう一度ここに上げさせていただくということによろしいでしょうか。
議長	今、会長さんからありましたように、決を採っていないままこちらに上げてきたということですので、〇〇農業委員会の方に差し戻すということで皆さんのご意見はそれでいいでしょうか。 賛成の方は、挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
坂井議長	はい。そういうことで、〇〇農業委員会に差し戻すということで結論をいただきます。長い時間審議いただきましてありがとうございました。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「令和元年度農業者等との意見交換会」の主な意見について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明。引き続き、その他の項目について説明。)
事務局長	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、6月15日となっておりますが、午後に総会を開催しますので、10時30分からの開催となります。お疲れさまでした。

15時17分